

令和6年2月22日
東京都国民健康保険団体連合会

診療報酬明細書に係る添付文書の紛失について

本会において、後期高齢者医療に係る診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）に関連する添付文書の紛失が判明致しました。紛失物の内容、経緯並びに再発防止策等は下記のとおりです。

今回の事故によりご迷惑をお掛けした被保険者、医療機関、区市町村、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）並びに関係各位に深くお詫び申し上げますとともに、今後、このような事態が発生しないよう万全の防止策を講じ、信頼回復に努めてまいります。

なお、対象の被保険者及び医療機関には個別に連絡し、経緯を説明しております。

記

1 概要

令和5年6月に医療機関から提出されたレセプトに係る紙の添付文書（被保険者の氏名、性別、年齢、生年月日並びに検査、手術所見及び診断に使用した画像等が記載・印刷された資料。以下「当該文書」という。）4件の紛失

2 経緯

(1) 令和5年6月下旬

医療機関から提出された当該文書のイメージ取り込み処理を実施した。

(2) 同年12月下旬～令和6年1月上旬

令和5年11月中旬に医療機関から申立てのあった再審査にあたり、広域連合に当該文書の提供を依頼したところ、当該文書が見当たらないことが発覚した。

その後、事務室内での検索を行ったものの、発見に至らなかった。

3 紛失原因

添付文書については、本会において画像撮影を行い、画像データとして管理し紙を廃棄するものと、紙を原本として管理するものとに区分しているが、その処理過程においてこれを誤認したことにより、当該文書を誤って溶解処分した可能性が高い。

本来であれば当該文書は一次審査の後、広域連合に提出されるものであるが、区分の段階で廃棄されたと考えられ、本会にて作成している広域連合への提出確認リストに記載がなく、医療機関からの再審査の申立ての手続きにおいて紛失が発覚した。

この一連の作業は、本会の専用事務室内で処理を行っており、他に流出する可能性は極めて低い。

4 再発防止策

今回の事故を重く受け止め、以下のとおり、レセプトに添付される文書の取扱方法の見直しを図るとともに、作業手順の再確認とマニュアルへの組み込み、担当者への指導教育の徹底を行うなど再発防止策を講じてまいります。

- (1) 添付文書の区分後、その種類を明確に区別できるよう、ラベリングや色分けなどを行う。
- (2) 添付文書の区分後、相互の混入を防ぐため、それぞれの後続処理を別の作業エリアにおいて行う運用に変更する。
- (3) 担当者が万一誤認した場合にその誤りを検知できるよう、チェックリストを作成・運用する工程を追加する。

<問い合わせ先>

審査第2部 勝倉（カツクラ）

電話 03-6238-0394